総合口座

令和元年5月1日現在

	节和元年3月1日現在
1. 商 品 名 (愛 称)	● 総合口座
2. 販売対象	● 個人のみ(未成年者を除きます)※ 営業性預金の取扱いはできません。
	● お1人1店舗1口座
3. 対象預金科目	● 普通預金、定期預金、積立型定期預金(別冊通帳)
4. 普通預金取引	● 普通預金の商品概要説明書にてご確認ください。
5. 定期預金取引	
(1)預入方法	● 各定期預金取引に準じます。
(2)預入金額	● 1万円以上
	● 定期預金の種類により、別途、預入金額の制限がある場合がございます。
(3)預入単位	● 1円単位
(4) 種類	● 自由金利型定期預金(スーパー定期)
	● 期日指定定期預金
	● 変動金利定期預金
	● 自由金利型定期預金(大口定期預金)
(5) 口数	● 8口(定期預金通帳別冊の発行により、8口以上の預入も可能です)
(6)継続方法	● 自動継続扱いとなります。
	● 元金継続または元利継続がお選びいただけます。
	※ 商品内容によっては、選択できない場合がございます。
(7) その他	● 各定期預金の商品概要説明書にてご確認ください。
6. 自動融資	● 普通預金について、その残高をこえて払戻の請求または各種料金等の自動支払いの
(当座貸越)	請求があった場合には、下記預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出
	し、払戻しまたは自動支払いをします。
(1)担保預金	● お通帳にセットされた定期預金
	● 積立型定期預金(うるおい・元気ですくすく) ※ 総合口座担保とした口座のみ
(2) 貸越極度額	● 担保定期預金の合計額の90%(100円未満は切り捨てます)、または200万円のう
(限度額)	ちいずれか少ない金額とします。
(3)貸越利率	● 貸越金の担保となっている定期預金ごとに、その約定利率に年0.5%を加えた利率
	とします。
	※ 期日指定定期預金の場合は、「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率とします。
	※ 変動金利定期預金の場合、半年毎に変動する約定利率+0.5%
	(通帳記載の利率と異なる場合があります)
	※ 優遇利率を含む商品については、該当商品の商品概要説明書にてご確認ください。
(4) 担保差入れの	● 総合口座定期預金が複数口ある場合は、その貸越利率の低いものから順次適用します。
順序	● 貸越利率の低いものから順次担保とします。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

(5)貸越利息の	● 付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として
支払時期・	日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。
方法	● 担保となる定期預金の残高がゼロになった場合、または総合口座の解約時には、
	その時点でお支払いいただきます。
(6) 貸越金の	● 普通預金へのご入金または振り込まれた資金(受け入れた証券類の金額は決済され
ご返済	るまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済に充当し
	ます。
	● 返済順序は、定期預金担保のうち、貸越利率の高いものからとなります。
(7) 当座貸越	● 毎年2月、8月の元加日に貸越利息が発生した場合、貸越極度オーバーが発生する
極度額オーバー	ことがあります。当座貸越極度額を超えた場合、極度オーバー部分については、年
	9.5%の貸越極度オーバー利率を適用します。
	● 当貸極度額を超えたまま 6 か月経過した場合は、総合口座取引規程により貸越金額
	と定期預金元金を相殺します。(定期預金を支払し貸越金に入金します)
7. 手数料	● キャッシュカードによるお取引は、そのお取引に応じて手数料がかかることがあり
	ます。(他行ATM利用等)
8. 付加できる	● 給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取および公共料金・クレジットカー
特約事項	ド等の自動支払に利用できます。
	● マル優適格の方はマル優のお取り扱いができます。
9. 中途解約時	● 定期預金を中途解約する場合は、各定期預金の取扱に準じます。
の取扱い	
10. その他	※ファースト・トリオ総合口座通帳は、平成26年9月30日をもちまして新規発行
参考となる事項	(繰越含む)を終了いたしました。平成26年10月1日より「総合口座通帳」と「貯
	蓄預金通帳」の2冊に分離しております。
	● 総合口座(決済用普通預金)への切替が可能です。(窓口までお申し出下さい)
11. 当行が契約して	● 一般社団法人全国銀行協会
いる指定紛争解	連絡先 全国銀行協会相談室
決機関	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本
	1,000万円までとその利息が保護されます。